

UNFCCC SB-16 ハイライト
2002年6月11日 火曜日

火曜日、SBIは午前中会合を行い、非附属書I締約国による国別報告、UNFCCC4条8及び4条9(悪影響)後発開発途上国(LDC)、キャパシティ・ビルディングについて検討した。SBIの結論が出た後、SBSTAが会合を行い、その議題の採択、技術移転、クリーンエネルギーないし低温室効果ガス排出型エネルギーに関する提案、議定書2条3(政策措置の悪影響)の実施について取り上げた。

コンタクト・グループも会合を行い、議定書5条(方法論上の問題)、7条(情報の連絡)、8条(情報のレビュー)、政策及び措置(P&Ms)、IPCC TARについて引き続き作業を行った。温室効果ガス目録に関するコンタクト・グループは、関連の結論及び決定の草案についての検討を終了した。

SBI

非附属書I国による国別報告: 専門家諮問会議(CGЕ)の作業に関し、結論草案が作られるとの旨を Estrada SBI 議長が伝えた。

ガイドラインの改定については、Estrada 議長が、ガイドライン改定案に注目を呼びかけた(FCCC/SBI/2002/INF.2)。

アフリカ・グループ代表のジンバブウェとサモアが、脆弱性と適応の評価を重視することを歓迎した。アメリカは全締約国に対し、3-5年ごとに国別報告を提出するよう求め、またLDC及び気候変化に対し非常に脆弱な国を除いた全締約国に対し、2年ごとに温室効果ガス目録を提出するよう求めた。アメリカはまた、発展途上国における緩和と適応の機会を評価するためにCGEが国別報告を用いることを提案した。ツバルは、報告要件の負担が過剰になることについて警告を発し、そのようなことをすると「地に足のついた」実質的な行動の実施がおろそかになると述べた。チリは、国別報告に含まれる情報は自発的な性質のものであると強調した。Estrada 議長は、同日の遅い時間に非公式グループを召集すると述べた。

資金的・技術的支援については、Estrada 議長が GEF から入手した情報について言及した(FCCC/SBI/2002/INF.1)。多くの締約国が資金的支援の重要性について強調した。Estrada 議長は、本件はSB-17でもう一度取り上げることにすると述べて、話し合いを終えた。

悪影響: UNFCCC4条8及び4条9の実施に関して、Daniela Stoytcheva(ブルガリア)が、気候変化の悪影響と対応措置の影響を評価するためのモデリング活動の状況について5月16-18日に行われたワークショップに関し、報告を行った。同氏は、同ワークショップの報告はCOP-8での検討に供されると述べ、COP-8に先立って行われる本決定にもとづく2回のワークショップでは、保険とリスク管理について話し合われると語った。

G-77/中国を代表してジンバブウェが、4条8及び4条9の実施を保証するためのメカニズムが重要であると強調し、4条9(LDC)にもとづく迅速な活動を急がせた。アメリカは、現在のモデリングはあいかわらず不確実性が高いと述べ、カナダとオーストラリアがデータの入手可能性が重要であると強調した。イラン、アルジェリア、ブルキナファソは、キャパシティ・ビルディングとUNFCCC6条との連携を設けることを勧めた。Estrada 議長は、本件についてサウジアラビアとイランが行った意見提出をCOP-8での検討に供すべくミスク文書にまとめると述べて、カナダ、オーストラリア、日本の反対を受けた。

LDCs: LDC 専門家グループ(LEG)の Bubu Jallow 議長 (ガンビア) が LEG の活動について報告を行った(FCCC/SBI/2002/5)。同議長は、タンザニアのアルシャで 2002 年 2 月 26 - 28 日に行われた第 1 回 LEG 会合において LEG の作業プログラムの推敲が行われたと語った。同議長は、この作業と他のプロセスにおける活動、そして国家の持続可能な開発のための戦略との相乗効果をはかることの重要性を強調した。

マリは、国家適応行動プログラム (NAPAs) の実施を最優先することを支持した。EU は、LEG は LEG の比較的得意とする戦略的活動に集中すべきだと述べた。SBI はこの作業プログラムを支持した。

キャパシティ・ビルディング: Estrada 議長は、COP-7 で発展途上国と EIT における能力育成のための枠組が採択されたことに触れた。事務局は、その実施における進捗に関して報告を行い、COP-9 での同枠組の見直しに先立ち経験についての情報交換を行う必要性を強調した。G-77/中国は、キャパシティ・ビルディング活動の実施を促進する資金供与を歓迎し、この問題に関してさらなる取り組みが行われることを支持した。CG-11 は、特に議定書批准が進む中でのキャパシティ・ビルディングの重要性を強調した。Estrada 議長は、GEF の資金供与に関して代表者らから提起された質問に言及し、このような懸念に対処する結論草案を作成すると語った。

SBSTA

オゾンに関する取り組みと気候関係の取り組みとの関係: 成層圏オゾン層を保護する取り組みと、地球の気候系を保護する取り組みとの関係について、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)に関わるリスクを最小限にするよう、グリーンピースが締約国に求めた。

組織上の問題: 議題の採択: Thorgeirsson SBSTA 議長は、本件について協議が行われたことに触れ、「クリーンエネルギーや低温室効果ガス排出型エネルギーに関する問題」と「議定書 2 条 3 の実施に関わる問題」に関する修正項目を含む議題を採択するよう、代表者らに呼びかけた。同議長は、後者の内容につき SBI に照会するかもしれないが、SBI のアジェンダには乗ることはないだろうと語った。代表者らはこの議題を採択した。

技術移転: Thorgeirsson 議長は、技術移転に関する専門家グループ(EGTT)が 6 月 8 日土曜日にその作業を終了したと報告した。William Kojo Agyemang-Bonsu EGTT 副議長 (ガーナ) は、承認された 2002-2003 年の作業プログラムについて報告し、Thorgeirsson 議長は関連の SBSTA 結論の草案作成が行われるだろうと述べた。

その他の案件: クリーンエネルギーないし低温室効果ガス排出型エネルギーに関する提案: Thorgeirsson 議長は、クリーンエネルギーないし低温室効果ガス排出型エネルギーに関するワークショップの報告に対し代表者らの注目を呼びかけた(FCCC/SBSTA/2002/INF.8)。カナダは、第一約束期間中のクリーンエネルギーないし低温室効果ガス排出型エネルギーの輸出により生み出される地球環境上の便益に相当する割当量単位を、年間 7000 万二酸化炭素換算トンまで配分することを認める決定草案を提案して、G-77/中国、EU、CG-11、ノルウェイの反対にあった(FCCC/SBSTA/2002/MISC.3/Add.1)。多くの締約国が、カナダのクリーンエネルギー輸出は「ビジネス・アズ・ユージュアル」であると主張し、この決定案が前例を作ってしまう可能性、その

法的根拠、そして附属書 I 締約国が排出量を削減するインセンティブに与える影響について疑問を投げかけた。EU は、マラケッシュ・アコードは国ごとの状況を考慮したものだと言い、ツバルはこの提案では非クリーンエネルギーの貿易が考慮されていないと述べた。ロシアは、自国もクリーンエネルギーを輸出しているとして、本件について今後話し合いを行うことへの関心を示した。サウジアラビアは、提案された決定草案の検討を方法論と法律に関する問題が解決されるまで進めないことを提案し、ワークショップを組織して IPCC の評価を行うことを提案した。カナダは、ニュージーランド、日本、ロシアと共に、この提案された決定草案について締約国が COP-8 でさらに話し合いを行うことを提案した。Thorgeirsson 議長は、自らも協議に参加し、木曜日に結論草案を提出すると語った。

2 条 3 の実施：サウジアラビアが、附属書 I 締約国による政策措置の悪影響を取り上げた議定書 2 条 3 の重要性を強調した。同代表は、本条文と議定書 3 条 14 附属書 I 締約国による約束の実施の結果としてもたらされる悪影響を扱ったものであると同代表は言っているが との違いについて言及した。同代表は、2 条 3 における国際貿易に関する側面を強調し、このような貿易の影響を吟味するためにワークショップを開くことを支持した。同代表は、附属書 I 締約国の国別報告の中で政策措置に関する統合報告書を報告することと、このような活動による全ての成果を COP-8 で決定することを主張した。日本は、対応措置の影響を最小化することについての報告に関して COP/MOP-2 の前にワークショップを組織するよう事務局に求めた COP-7 の決定(9/CP.7)に言及し、EU 及びカナダから支持された。また同国は、このワークショップがサウジアラビアの懸念に対処するものであると述べた。サウジアラビア、リビア、クウェート、アラブ首長国連邦は、COP-7 の決定にあるワークショップは 3 条 14 を扱うものであると述べ、2 条 3 については別のワークショップを開催すべきであると語った。

Thorgeirsson 議長は、締約国が本件について考慮し、意見を事務局に提出することを提案した。同議長は自らが非公式協議を行い、木曜日に SBSTA に対し結論草案を提出すると述べた。

コンタクト・グループ

5・7・8 条：代表者らは、議定書 3 条 2 にもとづく実証可能な進展に関する COP-8 決定草案について引き続き検討を行い、UNFCCC 及び議定書 7 条ガイドラインに則って進捗を報告するよう締約国に求め、政策措置にもとづく作業に関わる「決定 13/CP.7 に則したあらゆる妥当な貢献を含めること」というテキストに合意した。締約国は、提出された情報は国別報告と共に評価されるべきであるという G-77/中国の提案に合意することができず、本件は非公式協議で取り上げられることとなった。非公式草案作成グループが、メカニズムに使用の適格性回復に関する即席手順について一日中作業を継続した。

政策及び措置(P&Ms)：Suk-Hoon Woon 共同議長(韓国)が、同グループによる検討のために結論草案を提議し、同テキストは関連の COP-7 決定(13/CP.7)で使用された文言をもとにしていと語った。

EU、カナダ、オーストラリア、その他の国々が、今後の話し合いのための良いたたき台であるとしてこのテキストを支持した。政策措置における良好手法は附属書 I 締約国に適用されるものだとして主張して、G-77/中国代表のサウジアラビアがテキストにおける適切な箇所全てにこのことに対する言及を挿入するよう提案した。

事務局に対し SB-17 直前の実情調査と意見交換を組織するよう事務局に求めたパラグラフにつ

いては、EU、サモア、ポーランド、スイスが実情調査は会合間の非公式協議の形で行うのが良いとしたが、これに対してアメリカ、日本、オーストラリア、サウジアラビアはサイドイベントを設けるのが良いとした。

政策措置に関して作業を進めるための今後のステップを考慮する「行動のための枠組」について合意するテキストについては、アメリカが「決定 13/CP.7 を実施する上での」今後のステップを考慮することに言及を留めるよう提案した。EU、サモア、ニュージーランド、オーストラリア、日本は、もともとの形かその変形とする方が良いとした。Pierre Giroux 共同議長は、水曜日に行われる次回会合までに改訂版のテキストを作成すると述べた。

温室効果ガス目録: 附属書 I 締約国による温室効果ガス目録の報告とレビューのためのガイドラインに関するコンタクト・グループは、共同議長のワーキング・ペーパー草案に関する作業と、経験評価のための専門家会議に関する報告書の作業を終えた (FCCC/SBSTA/2002/2/Add.1)。締約国は、一般的手法、年次目録の初回チェックの範囲、統合評価報告書、タイミング、個々の年次目録のレビューに関する修正など、共同議長草案に対する修正の一部について合意した。代表者らは、共同議長の SBSTA 結論草案と COP-8 決定草案を承認して、その作業を終了した。結論では、温室効果ガス目録の報告とレビューのためのガイドラインについて合意がなされ、そのガイドラインとレビューのプロセスに則って目録を提出するよう締約国に求められている。決定草案では、報告ガイドラインと温室効果ガス目録の技術的レビューのための改定版ガイドラインが採択されている。

IPCC TAR: コンタクト・グループは夕刻会合を行い、結論草案についての検討を引き続き行った。IPCC TAR が UNFCCC の最終的目標という枠組の中で長期的な妥当性を持つ情報を提供しているということ述べたパラグラフについては、G-77/中国を代表してマレーシアが、緩和と適応のバランスを追及する必要性についての分を削除するよう提案し、中国とサウジアラビアがパラグラフ全体を削除するよう提案した。カナダ、EU、ノルウェイ、日本、ロシア、ニュージーランドは、同パラグラフで扱われている問題の重要性を強調し、何らかの形でそれを残すことを要望した。アメリカは、締約国による意見提出を呼びかける文章に対して懸念を表した。このテキストは括弧書きとされることになった。

共同議長が締約国のコメントを反映して結論草案を改定するための短い休憩時間の後、コンタクト・グループは火曜日の夜遅くに再召集され、最新のテキストについての検討を行った。その後、締約国は新しいテキストに関しパラグラフ一つ一つについて作業を進め、交渉は夜遅くまで続けられた。

会場の外では

様々な議題項目についての SBSTA 結論に関し水曜日の翻訳締切に間に合わせるべく代表者らが非公開で協議を行っていたため、会場の外は不気味なほど人影が見えなかった。附属書 I 締約国の国別目録の改定に関する技術的詳細について作業が着実に進む一方で、CDM のもとの LULUCF に関するカナダの提案 再植林に関する基準年を決めなおすというもの に対して新たな論争が沸き起こるのではないかと息を詰めて見守っているオブザーバーもあった。本件についての話し合いは、土曜日夜のコンタクト・グループ最終会合で早々に切り上げられることとなっている。